

第1条 (目的等)

- 本規定は、ニッセン・クレジットサービス株式会社(以下「当社」といいます。)が発行するn,カードJCB(旧カード名称:マジカルクラブカードJCB(2014年4月以降新規発行分、Vポイントサービス付帯))(以下「本カード」といいます。)の会員(以下「会員」といいます。)に付帯サービスおよび特典として提供するポイントサービス(以下「本サービス」といいます。)の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係(以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約を「本契約」といいます。)について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかる本サービスの提供を受けるものとします。また、本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。
- 本サービスは、当社が提携するVポイントマーケティング株式会社(以下「VPMK」といいます。)の「V会員規約」および「ポイントサービス利用規約」が適用されるV会員向けサービス(以下「Vポイントサービス」といいます。)によって提供されるものです。

第2条 (契約手続き等)

- 本契約は、本カード契約時に、VPMKのVポイントサービスに適用される規約に同意のうえV会員の申込みを行い、VPMKが承諾した時に成立するものとし、本契約日は本カードの契約日と同日になります。当社は、会員にVポイントカード(本カードの券面にV会員番号を印字した兼用カードになります。)を発行します。
- 本契約は、本カードの解約により同時に終了するものとします。

第3条 (ポイントの付与)

- 当社は、会員に対し、以下の場合にポイントを、VPMKが当社からの依頼に基づき付与します。但し、ポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイントの付与に関する最終的な判断は当社が行い、会員はこれに従うものとします。
 - 本カードによりその代金決済をした場合、決済金額に応じた所定のポイントを付与するものとします。但し、キャッシングサービス利用時の当該利用金額及び提携ATMを使用しキャッシングサービスを利用した場合に係るATM手数料、もしくは当社を団体契約者とする保険商品はポイント付与対象外となります。また、ポイント付与対象取引は予告なく変更、追加される場合があります。
 - 前号の代金決済は、毎月10日までに決済されたものに対し、原則、同月17日にポイントを付与するものとします。但し、付与する前日までに、対象取引について無効・取消事由、返品等があったことを当社が確認した場合にはポイントは付与されず、また対象取引の額に変更があった場合は変更後の額について付与されることがあります。なお、会員が、前条第2項に規定した関連付けされた当該V会員番号を他の番号に変更したときは、前回ポイント付与時から変更時までのポイントは付与されません。
- 当社は、会員に対し、本カードによる決済金額200円につき1ポイントを付与します。
- 当社の判断で代金決済を伴わない、キャンペーン等によりポイントを付与することがあります。このポイントは当社が定めた任意の日に付与いたします。

第4条 (ポイントの残高、有効期限の確認)

ポイントの残高、有効期限の確認は第10条記載のVポイントサポートセンターまたはVポイントサイト(<https://vpoint.net/>)でご確認ください。

第5条 (ポイントの失効)

- ポイントは、最後にポイントが付与、利用または交換された日から1年間変動がない場合、失効します。
- V会員資格もしくは本カードの会員資格を喪失したとき、または本カードが無効となった場合、会員資格の喪失または本カードが無効となったと同時に(当社所定の基準により本カードが更新されなかったときは、カード有効期限経過と同時にとなります。)ポイントは失効します。なお、会員が不正にポイントの付与を受けた場合は、不正に付与されたポイントにつき、1ポイントを10円に換算した金額を含む損害を当社に支払うものとします。

第6条 (第三者による使用)

- ポイントの使用は、会員本人のみが行うものとし、当該会員以外の第三者がこれを行うことはできません。
- ポイントの使用が第三者による不正使用であった場合でも、当社は使用されたポイントを当該会員に返還せず、これにより会員に生じた損害について一切責任を負いません。

第7条 (禁止行為、契約の解除等)

- 会員は、本サービスの利用において、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - 不正な目的または方法で本サービスを利用する行為
 - 法令違反に該当する行為

(3)その他前(1)(2)に準ずる不当な行為

- 前項に該当する不当な取引が発生または発生した疑いがあると当社が認めた場合、当社は、会員へ通知することなく、認めた時点以降のポイント付与の取消し、本サービスの利用停止、並びに本契約または本カード契約の解除ができるものとします。また、当社は、既に付与したポイントを取り消すことができるほか、当社並びに提携先等に生じた損失額(第5条第2項により換算した金額で算出します。)に相当する金額を請求することができるものとします。

第8条 (免責)

当社は、Vポイントサービスの運用に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント使用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた障害、その他、本規定に基づき当社が会員へ提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)に関して会員に障害等が生じた場合といえども、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ、逸失利益は含まれないものとします。

第9条 (本サービスの変更)

- 本規定を、会員の一般の利益に適合するように変更し、または本契約の目的に反しない合理的な内容に変更する場合は、変更を行う旨、変更後の内容および効力発生時期を通知もしくは当社ホームページで公表することにより、当該変更が承認されたものとみなします。また、当社は、本サービスを終了または停止する場合、6か月前の通知もしくは公表により行うことができるものとします。
- 会員が前項の規定変更を承認しない場合には本規定および本カード契約を解除することができ、当該会員は当社所定の手続により本カードを退会するものとします。
- 当社は、第1項または第2項により会員に不利益または障害が生じた場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、これらについて一切責任を負わないものとします。

第10条 (お問合せ)

- Vポイントカード・Vポイントに係るサービス等のお問い合わせはVポイントサポートセンターまたはVポイントサイト(<https://vpoint.net/>)へお問い合わせください。

Vポイントサポートセンター
電話番号 0570-029-294
- 当社が付与したポイントに関するお問い合わせはニッセン・クレジットサービス株式会社のウェブサイト(<https://www.nissen-ncs.jp>)またはお問い合わせ窓口へお問い合わせください。

ニッセン・クレジットサービス株式会社お問い合わせ窓口
電話番号 0120-04-2000(一般電話用・通話料無料)
0570-064200(携帯電話用)

ニッセン・クレジットサービス株式会社

〒601-8412 京都市南区西九条院町26番地